

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(平成十六年福岡県規則第二十五号)

(趣旨)

第一条 この規則は、知事等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年福岡県条例第十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。)で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 知事等 知事若しくは知事に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

(公示)

第三条 知事は、知事等がこの規則の規定により電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を公示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行うものは、知事の定めるところにより、申請等を行うものの使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから、識別符号及び次項の規定による届出に際して届け出た暗証符号並びに当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

2 前項の規定による申請等を行おうとするものは、知事の定めるところにより、あらかじめ、申請等を行おうとするものの氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、識別符号を付し、その符号を当該届出をしたものに通知するものとする。

4 第一項の規定により申請等を行うものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する申請等については、この限りでない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書

二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

三 前二号に規定するもののほか、知事が定める電子証明書

5 第一項の規定により申請等を行うものは、知事の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等(以下「添付書面等」という。)

に記載され、若しくは記載すべき事項を同項に規定する申請等を行うものの使用に係る電子計算機から入力して、同項の知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならない。

- 6 知事等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行うものが添付書面等のうち知事が定めるものに記載されている事項を入力する場合は、知事が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。
- 7 規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 知事等は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるものがあらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 知事等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、知事等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 知事等は、書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 知事等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって作成又は保存する方法によるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第八条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第四条第四項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。)並びに第四条第一項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

- 2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

(規則の規定に基づく行為の取扱い)

第九条 規則の規定(条例に基づくものを除く。)に基づいて知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている申請、通知その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令及び規則に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の第三条から第八条までの規定の例による。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、知事等に係る行政手続等を、電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第六六号)

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。